

# 令和7年度 非常用給水袋 仕様書

## (目的)

大規模地震等の発生時に断水に対する応急給水活動として給水袋を使用し、被災者への給水を行う。

1. 購入品 災害発生時に応急給水使用に耐え得る飲料水袋
2. 購入数量 2,000袋
3. 梱包 段ボールケースに100~200個入りとし、ケース側面に品名・数量・製造年月・うるま市水道部の記載をすること
4. 納入場所 うるま市水道庁舎 指定場所一括納品
5. 納入期限 令和8年2月27日
6. 製品性能 下記のとおり

項目	内容
基本性能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 1mの高さから落としても破損しないこと。</li><li>○ 水を入れた状態で自立すること。</li><li>○ 手提げ兼背負い型（背負うための紐等が附属のこと）。</li><li>○ 持ち手穴は十分な強度を確保出来ていること。</li><li>○ 衛生を保つために水の出入口は閉栓出来る構造とすること。</li><li>○ 給水袋本体から直接飲むことが出来ること。</li><li>○ 未使用の状態で通常の倉庫等において風雨日光を避け、常温保管で10年間品質が保てるること。</li></ul>
容量	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 6リットル</li></ul>
材質	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ナイロン・ポリエチレン等を主体にした多層フィルム</li></ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「非常用飲料水袋（6L）うるま市水道部」の文字を印刷</li><li>※ 裏面参照</li></ul>
食品衛生法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第3 器具及び容器包装Dの2の(1)及び(2)の4.ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装（平成18年厚生労働省告示第201号）で規定された項目に合致すること。</li></ul>
外形寸法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 未使用で「370mm×350mm」程度</li></ul>
	※上記項目を満たしていればメーカーは問わない。

指定ラベル

- 表示項目は概ね下記によること。
- フォントは赤色ゴシック体とする。
- これによりがたいときは担当者と協議すること。

【参考図】

